８項又は令和２年旧９項の規定により益額＋「24」）	を	措置法第66条の８第２項又は第８項の規定により益金不算入とされる剰余金の配当等の額（別表十七(三の七)「23」＋「24」）	に、
しくは第９項又は令しくは第10項の規定配当等の額「25」）		⑯のうち措置法第66条の８第３項又は第９項の規定により益金不算入とされる損金算入配当等の額（別表十七(三の七)「25」）	

㉓のうち措置法第66条の８第14項又は令和２年旧措置法第68条の92第16項の規定により損金不算入の対象外とされる外国源泉税等の額（別表十七(三の七)「28」）	を	㉓のうち措置法第66条の８第14項の規定による入の対象外とされる外国源泉税等の額（別表十七(三の七)「28」）	
り損金不算			

に改め、同表の記載要領第１号を次のように改める。

１　この表は、内国法人が法第23条の２（外国子会社から受ける配当等の益金不算入）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

別表六㈠の記載要領第１１号中「以下この号及び」及び「又は連結法人が外国子会社から受ける剰余金の配当等の額の支払義務確定日における当該連結法人の当該外国子会社に対する保有割合」を削り、同第１１号中「記載し、連結法人が令和２年旧法第81条の３第１項の規定の適用を受ける場合には、当該連結法人が外国子会社から受ける剰余金の配当等の額の支払義務確定日における当該連結法人（当該連結法人との間に連結完全支配関係がある連結法人を含む。）の当該外国子会社に対する保有割合を」を削り、同第七号中「「益金不算入の対象とならない損金算入配当等の額（⑨又は⑮）　⑯」」を「「益金不算入の対象とならない損金算入配当等の額（⑨又は⑮）　⑯」」に改め、同第八号中「「⑯に対応する外国源泉税等の額（⑩又は⑩×⑭/⑬）　⑰」」を「「⑯に対応する外国源泉税等の額　⑩又は（⑩×⑭/⑬）　⑰」」に、「「又は⑩×⑭/⑬」」を「「又は（⑩×⑭/⑬）」」に改める。

別表六㈢の表中「事業年度又は連結事業年度」を「事　業年　度」に改め、同表の記載要領第１号を次のように改める。

１　この表は、法人が令第119条の３第16項（移動平均法を適用する有価証券について評価換え等があつた場合の１単位当たりの帳簿価額の算出の特例）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

別表六㈢付表の表中「事業年度又は連結事業年度」を「事　業年　度」に改め、同表の記載要領第１号を次のように改める。

１　この表は、法人が令第119条の３第11項（移動平均法を適用する有価証券について評価換え等があつた場合の１単位当たりの帳簿価額の算出の特例）（令第119条の４第１項後段（評価換え等があつた場合の総平均法の適用の特例）においてその例による場合を含む。）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

別表六の二及び別表六の二付表を削る。

別表九㈠を次のように改める。